

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業の永続的価値を維持発展させるため、コーポレート・ガバナンスを念頭におき、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、企業と株主の利益をともに高め、経営の透明性・客観性を確保することに努めます。また、経営の透明性を高めるため、株主や投資家の方々に適切な情報の開示を行います。

当社は、企業活動の根幹をなす考え方として企業理念等を策定し、全役職員が一丸となって実践することで、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。

また、当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及びその方針を示すものとして、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社のホームページに掲載しております。(http://www.osgroup.co.jp/profile/img/guideline.pdf)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

<補充原則1-2-4> <補充原則3-1-2> 議決権の電子行使を可能とするための環境づくりや招集通知の英訳

当社は、機関投資家や海外投資家の比率が低い現在の株主構成を勘案し、議決権の電子行使及び招集通知の英訳を採用しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

<原則1-4>いわゆる政策保有株式

(政策保有に関する方針)

当社は、取引先との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図ることを目的に、政策保有株式として取引先の株式を保有しております。

(議決権行使の基準)

政策保有株式の議決権行使については、提案議案が株主価値の毀損につながるものでない限りにおいて、当該株式発行会社の提案議案を尊重し、賛成するものとしております。

<原則1-7>関連当事者間の取引

当社は、当社と当社取締役との直接取引及び当社と当社取締役が代表となっている他会社との競業ならびに利益相反取引については、法令等に従い、事前に取締役会の承認を要することとしております。また、当社と主要株主等との取引については、取締役会付議基準に従い、必要に応じて取締役会の承認を要することとしております。

<原則3-1>情報開示の充実

(1)当社の企業理念や経営理念、経営戦略等は、当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第1条ならびに当社の中期経営計画に記載・掲載しております。

(コーポレートガバナンス・ガイドライン <http://www.osgroup.co.jp/profile/img/guideline.pdf>)

(中期経営計画 http://www.osgroup.co.jp/profile/img/business_plan_01.pdf)

(2)当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を本報告書「1.1.基本的な考え方」に記載し、また、その基本方針を「コーポレートガバナンス・ガイドライン」として当社のホームページに掲載しております。(http://www.osgroup.co.jp/profile/img/guideline.pdf)

(3)当社の取締役の報酬の決定方針と手続きについては、本報告書「2.1.[取締役報酬関係]報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(4)当社では、取締役候補者の指名にあたっては、取締役としての法定要件を備え、知識・経験・能力を総合的に判断し、当社の発展に必要不可欠な人材を指名する方針としております。また、社外取締役においては、当社の事業特性を理解し、広く企業統治に優れた者を候補者として指名しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の指名については、代表取締役が候補者を選定し、取締役会の決議をもって決定しております。また、監査等委員である取締役候補者の指名については、代表取締役が候補者を選定し、株主総会への選任議案に関する監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会の決議をもって決定しております。

(5)各取締役候補者の選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。

<原則4-1-1>経営陣に対する委任の範囲

当社の取締役会は、法令及び定款に定められた事項のほか、取締役会規則及び取締役会付議基準に定められた重要事項の意思決定を行い、その決議された業務執行について各事業の担当業務の割り当てに従い、業務執行取締役及び執行役員に委任しております。また、取締役会は、取締役会規則、取締役会付議基準のほか、業務分掌規定、職務権限規定等の社内諸規定を定め、各部門の職責と決裁権限を明確にしております。

<原則4-9>独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性判断基準に加え、当社の「独立性判断基準」を別途定め、当社のホームページに掲載しております。

(<http://www.osgroup.co.jp/profile/img/guideline.pdf>)

< 補充原則 4 - 11 - 1 > 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
当社は、迅速な意思決定が行えるよう、定款で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の人員を10名以内、監査等委員である取締役の人員を4名以内と定め、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスを考慮するとともに、効率的で実効性のある構成及び規模を追求しております。なお、現在当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名（うち、社外取締役1名）、監査等委員である取締役4名（うち、社外取締役3名）で構成されております。
また、取締役候補者の選定基準及び選定手続きについては、上記<原則3 - 1>（4）に記載のとおりであります。

< 補充原則 4 - 11 - 2 > 取締役の兼任状況
当社は、取締役候補者及び取締役の重要な兼職の状況を、株主総会招集通知の参考書類や事業報告等において毎年開示しております。

< 補充原則 4 - 11 - 3 > 取締役会全体の実効性の分析・評価
当社の取締役会は、その実効性の分析・評価を行うにあたり、すべての取締役を対象に、取締役会の「構成」「運営」「審議」「支える体制」の各項目に関するアンケート調査（5段階評価）を行い、その結果に基づき議論を行いました。その結果、取締役会の実効性は概ね確保され、取締役会が適切に機能しているものと判断いたしました。一方、今後、取締役会の実効性をより高めるため、取締役会資料の事前提供に努め、審議の充実を図るとともに、取締役のトレーニングの機会を充実させるなど、さらなる環境整備に継続して取り組んでいくことを確認いたしました。

< 補充原則 4 - 14 - 2 > 取締役に対するトレーニングの方針
当社は、取締役がその期待される役割・責務を適切に果たせるよう、必要に応じ、取締役に対して外部の研修・セミナー等を受講する機会を提供いたします。また、社外取締役については、適宜当社の事業所を視察する機会を設けるなど、当社事業に関して理解を深められる機会を提供いたします。

< 原則 5 - 1 > 株主との建設的な対話に関する方針
株主・投資家との建設的な対話を促進するための方針は以下のとおりであります。
・IRを含む広報については、人事総務部を所管部署として定め、人事総務部担当取締役または執行役員を統括責任者といたします。
・人事総務部は、経営企画部や経理部などの経営管理部門と連携を取り、公正・適正な情報の開示に努めてまいります。
・当社は、ウェブサイトにおいて開示情報の充実に努めるとともに、年に2回、株主宛に事業報告書を送付し、経営方針や財務情報等をお知らせしてまいります。
・株主の意見・懸念については、所管部署である人事総務部が取りまとめ、適切に取締役会に報告いたします。
・インサイダー情報の管理については、社内規定に従い、適切に行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
阪急不動産株式会社	2,399,722	15.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(管理信託口・79101)	2,050,000	12.81
東宝不動産株式会社	2,000,000	12.50
東宝株式会社	1,473,548	9.21
阪急阪神ホールディングス株式会社	1,128,544	7.05
建石産業株式会社	88,754	0.55
株式会社三菱東京UFJ銀行	60,000	0.38
日新火災海上保険株式会社	55,000	0.34
株式会社三井住友銀行	50,712	0.32
山口 喬	43,000	0.27

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

【大株主の状況】は、平成29年1月31日現在の状況を記載しております。
東宝株式会社は、平成29年3月1日付で東宝不動産株式会社を吸収合併しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	1 月
業種	サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社には、親会社及び上場子会社はありません。
また、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
千田 諭	他の会社の出身者					○		○				
沖本 友保	他の会社の出身者											
能上 尚久	他の会社の出身者								○			
石原 真弓	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
千田 諭			千田諭氏は、当社の主要株主である東宝株式会社の代表取締役副社長であります。同社は当社との間に映画配給の取引がありますが、一般的な取引条件と同様であります。	同氏につきましては、長く経営全般に携われており、その豊富な経験・知見を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。
沖本 友保	○		沖本友保氏は、平成22年まで、当社の主要株主である東宝株式会社の業務執行者であり、常勤監査役を経て、現在は同社の取締役(監査等委員)であります。同社は当社との間に映画配給の取引がありますが、一般的な取引条件と同様であります。	同氏につきましては、東宝株式会社における常勤監査役から取締役(監査等委員)へと至る豊富な経験・知見を当社の経営及び監査・監督に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。

能上 尚久	○	○	能上尚久氏は、阪急電鉄株式会社の専務取締役であります。同社は当社との間に不動産の賃貸借取引がありますが、取引条件は一般取引先と同様の条件であり、特筆すべき取引関係にありません。	同氏につきましては、企業経営者としての豊富な経験・知見を当社の経営及び監査・監督に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社取引先の専務取締役であります。一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立性を有しているため、独立役員に指定しております。
石原 真弓	○	○	——	石原真弓氏につきましては、弁護士としての企業法務に関する高い専門性や豊富な知見を当社の経営及び監査・監督に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。なお同氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立性を有しているため、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、常勤の監査等委員1名を含む4名で構成されており、内部監査部門との連携により監査を実施することから、監査等委員会を補助すべき専任の使用人は置いておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査については、専門の部署である「業務監理室」を設置しており、各部門の業務の妥当性と効率性を適時監査しております。監査等委員会監査については、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)が取締役会に出席して決議に参加する他、取締役の業務の執行状況に関して適宜監査を行っております。また、常勤の監査等委員に外子浦孝行氏を選定し、「業務監理室」から随時監査結果の報告を受けるとともに、会計監査人と定期的に監査報告会を開催して意見交換を行うなど、社内における情報の迅速かつ的確な把握及び実効性のある機動的な監査に取り組んでおります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所が定める独立性判断基準に加え、当社の「独立性判断基準」を定めており、その内容を当社のホームページに掲載しております。

(<http://www.osgroup.co.jp/profile/img/guideline.pdf>)

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、職務及び職責に応じた基準報酬と、業績に連動して支給される報酬とによって構成しております。但し、非常勤取締役の報酬については、その職務の性質に鑑み、役位に対して支給される報酬のみで構成しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

平成29年1月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。
取締役9名84,723千円(うち社外取締役2名7,230千円)
取締役(監査等委員)4名20,880千円(うち社外取締役3名5,400千円)
監査役3名5,790千円(うち社外監査役2名1,200千円)

なお、当社は、平成28年4月21日付で監査等委員会設置会社に移行しており、監査役に対する支給額は本件移行前の期間に係るものであり、取締役(監査等委員)に対する支給額は本件移行後の期間に係るものであります。
平成28年4月21日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額を月額10,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額を月額3,000千円以内と決議いたしました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、職務及び職責に応じた基準報酬と、業績に連動して支給される報酬とによって構成しております。但し、非常勤取締役の報酬については、その職務の性質に鑑み、役位に対して支給される報酬のみで構成しております。また、取締役の報酬については、株主総会決議による報酬総額の限度額の範囲内において、監査等委員でない取締役の報酬については取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

専任のスタッフは配置しておりませんが、人事総務部及び内部監査部門である「業務監理室」で適宜、適切に対応しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名(うち社外取締役1名)と監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)の計8名で構成され、経営上の意思決定を適宜行っております。また、執行役員制度を導入し、経営の監督機能と業務執行機能を分離することによって、執行責任を明確化し、業務執行の迅速化を図っております。
監査等委員会は、4名の監査等委員で構成されております。
会計監査については、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。

業務を執行した公認会計士の氏名
指有限責任社員 業務執行社員 小林礼治、山田英明

公認会計業務に係る補助者構成
公認会計士14名、その他9名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会が迅速かつ適切に経営上の意思決定を行うとともに、監査等委員である取締役が取締役会において議決権を行使することにより、経営の監督機能をより一層高め、経営の健全性と透明性が確保できるとの判断から現体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限前の発送を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は1月決算であるため、株主総会は毎年4月下旬に開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに開示情報等のIR資料を掲載しております。	
その他	発送日の7日前に、当社ホームページに招集通知を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「倫理綱領」において、企業活動は、それぞれの企業をとりまく利害関係者とのバランスに配慮し、法令と倫理に基づき健全かつ公正に行う旨を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域貢献と次世代の育成を図る社会貢献活動として、障がいをもつお子様とご家族を対象として、当社の直営映画館にご招待し、特別映画鑑賞会を実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制については、業務分掌、職務権限規定、稟議規定等の諸規定に基づき、部署や職位、業務内容ごとに権限と責任が明確に標準化され、部署間の相互牽制機能が働いております。日常の業務遂行状況については、適宜、業務監理室による内部統制監査が実施され、諸規定に則った運用状況の確認がなされております。

また、「内部統制システム構築に関する基本方針」について以下のとおり決議し、体制の強化を図っております。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当部門を置き、同部門は、当社及び子会社のコンプライアンスに関する意識の高揚を図るため、コンプライアンス啓発マニュアルを作成し、コンプライアンスに関する研修を実施する。

法令、定款、規定もしくは企業倫理に反する行為またはその恐れのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、当社グループ全体を対象とした内部通報制度を設ける。

コンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、社長を対策本部長とする危機対策本部を速やかに設置し、対処方法等を検討するとともに、監査等委員会に報告する。

社長直轄の内部監査部門を設置し、当社及び子会社の内部監査を実施する。

財務報告の信頼性を確保するため、当社及び子会社のすべての役職員に対して内部統制の重要性の理解を促し、財務報告に係る内部統制が効率的に運用される社内体制を整備するとともに、その有効性を適切に評価する。

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察や顧問弁護士等との連携を図り、取引関係を含め一切の関係を持たず、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規定に従い、適切に保存・管理を行うものとし、監査等委員会はこれらの文書を常時閲覧できる。

文書の保存・管理に関する規定には、重要な文書の保管方法、保存年限などを定めるものとし、その規定を制定・改定する際は、監査等委員会と事前に協議を行う。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社グループ全体における組織横断的なリスクについては危機管理委員会が、所管業務に関するリスクについては当社の各担当部門または子会社がそれぞれリスク想定・分析を行うとともに、適時見直しを行う。

不測の事態が発生した場合に適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが具現化した場合には、危機対策本部を設置して、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。

子会社については各社において同様の体制が整備されるよう指導するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な情報の当社への伝達が可能となる体制を整備する。

当社の内部監査部門は、当社及び子会社におけるリスク管理の有効性を評価する。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の業務執行については、業務組織に基づく「業務分掌規定」、「職務権限規定」等においてそれぞれ取締役、執行役員及び使用人の権限と責任の所在及び執行手続の詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況については、適時取締役会に報告する。

定例取締役会において重要事項を決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行う。また、取締役会の下に、常勤取締役及び執行役員からなる当務会を設け、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行う。

グループ経営会議を設け、当社グループ全体における経営戦略及び経営課題の共有を図る。

業務の効率性と適正性を確保するため、当社及び子会社においてIT化を推進する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社から子会社の取締役・監査役を派遣し、子会社における取締役の業務執行の監理を行う。

子会社より定期的に経営内容の報告を受け、また、重要案件についてはグループ経営会議において審議を行う。

当社グループ内の資金調達を当社が管理することにより、資金の流れの透明性を確保する。

監査体制、コンプライアンス推進体制などについては、当社グループ全体をその対象とし、必要な体制を整備する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助するために、監査等委員会の要請があれば、取締役会の決議により独立した補助組織を設置するとともに、専任スタッフを配置する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動、評価等に関しては、監査等委員会と事前に協議を行う。

当該使用人は監査等委員会の指揮命令のもとその職務を行い、監査等委員でない取締役及び執行役員の指揮命令を受けないものとする。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等は、監査等委員が出席する取締役会ならびに当務会及びグループ経営会議において重要事項の報告を行う。

当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等が業務執行の状況につき監査等委員会が必要と認める事項を適時報告する体制を整備する。

当社の内部監査部門は、監査等委員会に対し、監査計画・監査結果を適時閲覧に供するほか、内部監査活動(内部通報制度の運用状況を含む)に関する報告を適時行う。

当社及び子会社は、監査等委員会へ報告した者に対して不利な取扱いを行うことを禁止し、周知徹底する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

監査等委員会は、会社外部の専門家(弁護士・会計監査人等)に意見を求めることができる。

監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について、費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係を持たず、毅然とした姿勢で組織的に対応することとし、「倫理綱領」に明記し、全従業員への浸透を図っています。

また「危機管理委員会」を設置し、随時企業危機に関する意識の向上、未然防止策等、社内の体制作りを行い、全社的な危機管理対応力を高めるとともに、警察や顧問弁護士等と連携を図り、グループ会社の会合等に参加し情報の共有化に努めるなど、反社会的勢力排除に取り組んでいます。

その他

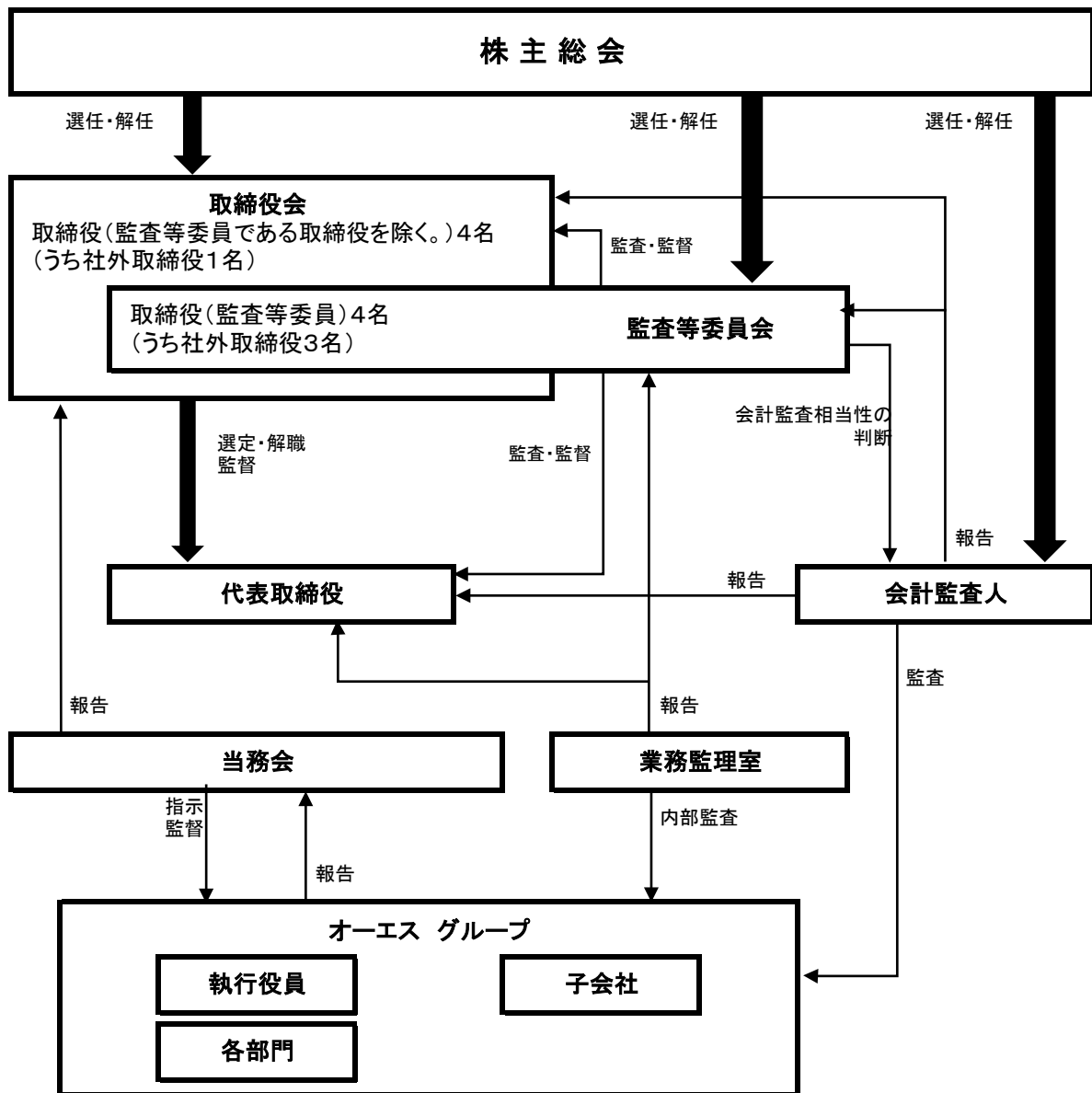
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、経営の透明性を高めるため、株主や投資家の方々に適切な情報の開示を行うことを旨とし、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報の開示に努めるほか、当社を理解していただくために有効と思われる情報につきましても、積極的な情報開示に努めてまいります。



【適時開示体制の概要(模式図)】

